平成２９年（フ）第４号
静岡県湖西市鷲津3066番地　ヴィラ・ウィンディア202
債務者　竹内　敏雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５号
静岡県湖西市鷲津3066番地　ヴィラ・ウィンディア202
債務者　竹内　静子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町724番地13
債務者　西村　一成
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町724番地13
債務者　西村　絵理
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７号
沖縄県うるま市字赤道768番地１　大原団地１―101
債務者　平田美佐子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３号
沖縄県沖縄市高原７丁目18番11号　レオネクスト仲の原203号
債務者　新垣さおり
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２０号
静岡市清水区港南町10番１号　駒越団地301号
債務者　曽根　未衣
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８２７号
東京都新宿区大久保３丁目２－４－305
債務者　眞野　琴子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４７号
静岡市駿河区下川原４丁目28番４－202号、旧住所静岡市葵区平和２丁目14番15号
債務者　三本松康二
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
大分県速見郡日出町大字藤原4617番地　大分県渓泉寮
債務者　松本こと　外園　裕治
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第９２８号
東京都渋谷区笹塚１丁目45－１－501
債務者　宮澤　知里
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４０号
東京都板橋区大谷口北町51－10－103
債務者　菅谷己知男
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９５号
東京都板橋区高島平７丁目11－８－201
債務者　竹下友理香
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１００２号
東京都杉並区高円寺南３丁目32－16　ビレジアイリンクスＡ205
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１００３号
東京都江戸川区松江６丁目５－15－103
債務者　石井　和也
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部